

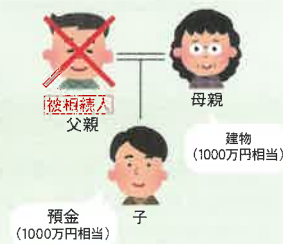
【配偶者居住権】

民法の改正により、2020年4月から、配偶者居住権という権利が認められることになりました。

従来/

例えば

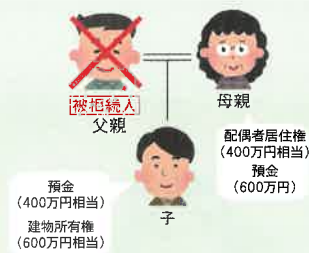
父親が亡くなり、相続財産の建物(1000万円相当)、預金(1000万円)を法定相続分にしたがって分割すると・・・



母親は家に住み続けることができるけど、預金を相続できず生活費に困ってしまいます。家を売却するなどして転居をすることも、母親が高齢の場合、なかなか転居先が見つからないということも...これらの問題点を解決するために、配偶者居住権が認められました!

改正/

先ほどの事例で
みてみると・・・



このように、配偶者居住権が認められ、元の家に住み続けることができます。また、配偶者居住権の評価額(金額はケースバイケース。)は建物よりも安いので、預金も相続できます。

ただし、一定の条件があるので注意が必要です。
詳しくは弁護士にご相談ください。

また、法律改正により、遺産分割などで母親が今後は建物に住まないことになった場合でも、一定期間は建物に無償で住むことができる権利である配偶者「短期」居住権というものも認められることになりました。ただしこの権利も一定の条件を満たす必要がありますので、詳しくは弁護士にご相談ください。

法律相談のご案内

042-548-2450

事前
予約制
お電話で

予約受付時間

9:30~17:00 (土日祝は除く)

相談料金

※2022年10月現在

30分
5,500円
(税込)

延長
15分につき
2,750円
(税込)

債務整理のご相談は
初回30分以内
無料

相談日

月・水・金 12:00~20:00

土(奇数週) 10:00~12:00、13:00~15:00



※予約受付・相談日は、祝・祭日、年末年始を除きます。
※左記以外の日をご希望の場合はお問合せください。
※詳細は予約電話番号までお問合せください。

弁護士法人多摩パブリック法律事務所
(本所) 〒190-0012 (東京弁護士会所属)
東京都立川市曙町2-34-7 ファーレイーストビル2階
TEL.042-548-2422 (代表) FAX.042-548-2437

お困りの際は、悩まずにまずはご相談を！
詳しくはホームページをご覧ください。

[http:// tamapb-law.jp/](http://tamapb-law.jp/)

多摩パブリック

検索



Ⅲ 相続って...?

父親が亡くなりました。

「相続」が始まると

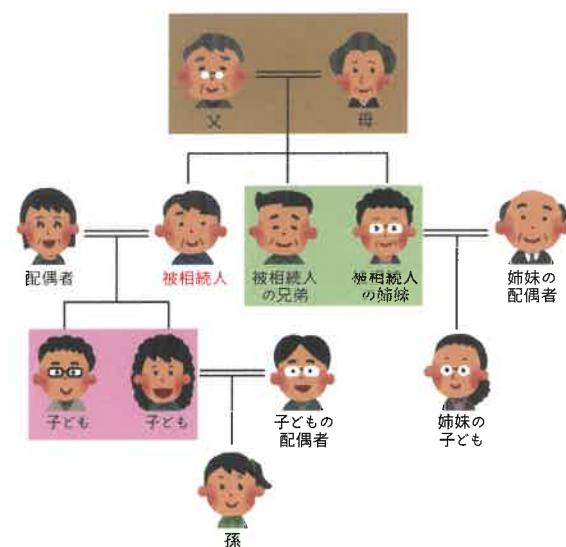
いうことはわかるんだけど、

これから、どうすれば...?

これだけは
知って
おきたい

相続 Q & A

家族が亡くなると、亡くなった方の財産について、「相続手続」をしなければなりません。
「相続」って、いったいどんなものなのでしょうか？



誰が相続するの？

- 「法定相続人」が相続することができます。
- ◎亡くなった方の配偶者は、必ず法定相続人になります。
 - ◎子どもがいれば、その子どもも法定相続人になります。■1
 - ◎子どもがいない場合、親(直系尊属)が法定相続人になります。■2
 - ◎子どもも親もない場合、亡くなった方の兄弟姉妹がいれば、法定相続人になります。■3
- 1…【第1順位】子ども
■2…【第2順位】直系の尊属(両親・祖父母など)
■3…【第3順位】兄弟姉妹

〇〇には相続させたくないんだけど・・・



遺言ですべての財産を特定の法定相続人などに与えるようにすることも可能ですが、「遺留分」がある法定相続人がいる場合、その方から請求があれば、遺留分に相当する分は払わなければなりません。

【遺留分】被相続人による遺言があっても、一定の法定相続人については、遺産について、法律上必ず保証される一定の割合があります。それを「遺留分」と言います。兄弟姉妹以外のすべての法定相続人には、遺留分があります。

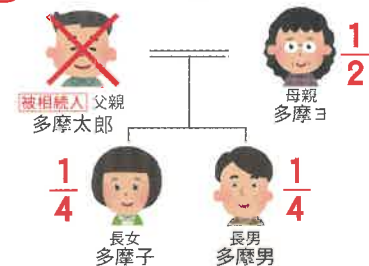
《遺留分の割合》直系尊属のみが相続人のとき = 被相続人の財産 1/3
その他の場合 = 被相続人の財産 1/2

どれくらいもらえるの？

相続のときにもらえる割合を「相続分」と言います。
この割合は、どなたが相続人かによって変わってきます。

配偶者のみ	すべて配偶者が相続
配偶者と子	配偶者1/2、子1/2
配偶者と親	配偶者2/3、親1/3
配偶者ときょうだい	配偶者3/4、兄弟姉妹1/4

例えば 父親が亡くなり、配偶者と子2人の場合



相続財産ってどこまで？

相続の対象となる財産には、プラスの財産(不動産、預貯金、現金、株式など)のほか、マイナスの財産(借金、ローン)も含まれます。気をつけましょう！

借金のほうが多いんだけど・・・

プラスの財産よりも借金のほうが多い場合は、「相続放棄」の手続により相続をしないこともできます。

【相続放棄】被相続人の財産や借金の一切を承継しないこともできます。これを「相続放棄」と言います。ただし、相続開始を知った時から3ヶ月以内に、家庭裁判所で手続を取らなければなりません。



法律どおりに遺産を分けなければならないの？

相続人らは、遺産分割について協議を行うことができます。したがって、相続人間の話し合いで、法律とは異なる割合で遺産を分割することが可能です。

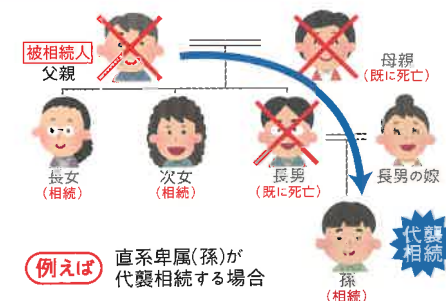
遺言書がある場合はどうすればいいの？

被相続人の遺言書で取得者が指定されている遺産などは原則として、被相続人の遺志に従って分配されることになります。ただし、当事者全員の合意によって、遺言と異なる内容での遺産分割協議を行うことも可能です。

長男は先に亡くなっているのだけれど、その場合どうなるの？

法定相続人(推定相続人)が先に亡くなっている場合、その子が「代襲相続人」として相続することがあります。

【代襲相続】被相続人の死亡以前に相続人が死亡している場合、その相続人の子や孫が代わって相続できます(代襲相続)。代襲相続ができるのは、①直系卑属(子供から下)と②被相続人のきょうだいの子ども(甥・姪)です。直系卑属はその先何代まで下の世代でも代襲することができますが、兄弟姉妹の場合は、その子ども(甥・姪)に限られます。



☆弁護士費用について 相続に関する協議(交渉)や調停、訴訟を弁護士に頼むには、費用(着手金、報酬金、実費)がかかります。しかし、資産や収入が一定基準以下の方は、法テラスを利用して、弁護士費用を立て替えてもらい、分割払いにできる場合があります。